

「計画相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく計画相談支援サービスを提供します。計画相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等又は地域相談支援給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名称	ケアビジネスエイド株式会社
所在地	福岡市早良区小田部1丁目13-8
電話番号	092-832-1818
代表者氏名	代表取締役 貝谷 隆泰
設立年月	平成25年3月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成27年5月1日指定 福岡県4030200200号
事業の目的	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
事業所の名称	ケアプランセンター ケアエイド
事業所の所在地	福岡県福岡市東区香椎駅前2丁目4番15号
電話番号	092-210-1818
管理者氏名	(相談支援専門員) 前川 桂子 (兼任)
事業所の運営方針について	<ul style="list-style-type: none">・障がい者に対し障がい福祉サービスの支給決定前におけるサービス等利用計画の作成・モニタリング・サービス事業所等との連絡調整、支給決定に関わる申請の勧奨を適切かつ効果的に行うものとする。・利用者等の必要な時に必要なサービスの提供が出来る様務める。・地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、その他福祉・保険医療サービスを提供する物との密接な連携に勤める。・「障がい者総合支援法」及び「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業人員及び運営に関する基準」その他関係法令等を遵守する。

開設年月	平成 27 年 5 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	居宅介護・重度訪問介護 平成 25 年 9 月 1 日指定 福岡県 4010200972 号 同行援護 平成 25 年 11 月 1 日指定 福岡県 4010200972 号 移動支援 平成 26 年 4 月 1 日指定 福岡市 4060200971 号

3. 事業実施地域

福岡市全域

4. 営業時間

営業日	月～土
受付時間	月～土 8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	月～土 8 時 30 分～17 時 30 分

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1 名	名	名	1 名	管理業務
2. 相談支援専門員	1 名	名	名	1 名	計画相談支援

当事業所では、計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。（例）週 8 時間勤務の職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間=1 名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービス

(サービス利用支援)

- ① 事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させサービス利用の支援をします。作成に当たっては、継続的、計画的に適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）の利用が継続的かつ効率的に行われるようにします。
- ② 当該地域における障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者及びその家族に提供します。
- ③ 利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接を行い、利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況、サービスの利用意向等の評価を行い、解決すべき課題等（アセスメント）を把握します。
- ④ 解決すべき課題等に対応する福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及び家族の意向等を踏まえ総合的援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉

サービス等の目的（長期・短期）及びその達成時期、種類・内容等やサービスを提供する上での留意点、モニタリングの期間に係る提案を盛り込んだサービス等利用計画案を作成します。

- ⑤ 当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得て交付します。
- ⑥ 支給決定もしくは支給決定の変更決定、または地域相談支援給付決定後に、障がい福祉サービス事業者等との担当国会議を開催し、連絡調整を行いサービス等利用計画を作成し利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得て交付します。

（継続サービス利用支援）

- ① 相談支援専門員は、サービス事業者等に対して、サービス等利用計画に基づき、サービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② 相談支援専門員は、サービス等利用計画作成後は継続支援サービスとして（決定されたモニタリング期間）、利用者及び家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことによりサービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の実施状況の把握にあたり、継続支援サービスとして必要なモニタリングを実施します。また、利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接します。
- ④ ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合又はご利用者が障がい者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ サービス等利用計画の変更
利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づきサービス等利用計画を変更します。

（２）利用料金

① 利用料金

計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

約 10.000 円

② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③ 利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 窓口での現金支払
- イ. 下記指定口座への振り込み
福岡銀行 西新町支店 普通預金 2459971
- ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行

7 ご利用者自身によるサービスの選択と同意

ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。

- ① 障がいサービスの提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること。
- ② ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができること。
- ③ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

閲覧・複写の受付	月～金 9：00～17：00
----------	----------------

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき主治医、救急機関等に連絡します。

11. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険
保険名 「超ビジネス保険」

12. 苦情等の受付について

(1) 苦情対応窓口

サービスに対する苦情やご意見などは以下の専用窓口で受け付けます。

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

○苦情対応窓口（担当者）> 管理者 前川 桂子

○電話番号 (092) 210-1818

福祉サービス窓口

福岡県国民健康保険団体連合会				
連絡先		092-642-7859		
受付時間		午前8時30分～午後5時（平日）		
福岡市	東 区	092-645-1067	城南区	092-833-4102
福祉・介護保険課	博多区	092-419-1079	早良区	092-833-4353
	中央区	092-718-1100	西 区	092-895-7064
	南 区	092-559-5121		
健康課	東 区	092-645-1079	城南区	092-831-4209
	博多区	092-419-1092	早良区	092-851-6015
	中央区	092-761-7339	西 区	092-895-7074
	南 区	092-559-5118		

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援者等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

○責任者 < 担当 > 管理者 前川 桂子

○成年後見制度の利用を支援します。

○苦情解決体制を整備しています。

○従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

令和 年 月 日

計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 前川 桂子

説明者職名 相談支援専門員 氏名 前川 桂子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号(平成24年3月13日)第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。